

松禪寺報

石室山 松禪寺

住職 高橋 乾峰

〒 668-0363

兵庫県豊岡市但東町栗尾 469

電話 0796-55-0034

FAX 0796-55-0066

Mail kenpou@syozen.com

第 112 号

<https://syozen.com>

<https://www.facebook.com/syozenji>

発行日 令和 7 年 2 月 25 日



寒風にほころぶ梅一輪
雪の大地に春の息吹

令和 7 年は、2 月 2 日が節分、翌 3 日が立春でしたが、来年の立春はいつも通り 4 日だそうです。節分の翌日が立春ということには、変わりはないそうです。

立春とは、中国の暦の季節区分で、地球に対する太陽の位置により、一年を二十四節氣に分けた「二十四節氣」に依るもので、一年の始まりとされてきました。旧暦の正月にあたります。また、八十八夜、二百十日などの基準日になります。

立春の日から八十八日目までが八十八夜です。この八十八夜は、「二十四節氣」以外の季節以外を示す「雑節」のひとつです。雑節には八十八夜のほかに、節分や土用、入梅などがあります。

その節分は、新しい年を迎えるにあたって、邪氣を払い清々しい新年を迎える日ともいえます。豆まきを行います、煩惱を払う大みそかの除夜の鐘と同じ意味合いがあります。

皮肉なことに今年は、当地は立春を過ぎてから雪に見舞われました。春は遠からじといいますが、一面雪に覆われた大地を見渡すと不安にもなります。「邪氣を払う」節分行事ですが、まだまだコロナ禍は続き、インフルエンザも蔓延しています。どうか、御身大切にこの一年を乗り越えていきましょう。

最後に有名な菅原道真の歌をどうぞ。
『東風吹かば匂ひおこせよ梅の花あるじなしとて春な忘れそ』

暖かい風に梅は咲き誇り、春は必ずやってきます、良き香りを乗せて。

令和7年度花園会の予算等が決まりました

事業計画や花園会規約の一部改正などが承認可決されました

松禪寺花園会の予算決算などを協議する総代会を、1月25日（土）の午前10時より開催しました。

続いて承認可決を得るための評議員総会を2月2日（日）午前10時より、参与（住職）、総代6人、評議員13人の出席で開催しました。

会議に先立ち本堂において、お釈迦さまの入滅を追慕する涅槃会を営み、本堂上関に掲げた涅槃図の前で読経しました。

総会では令和6年度の事業報告と通常会計決算報告、特別会計決算報告、祠堂金積立金の報告、霊園会計決算報告を行いました。

続いて令和7年度の事業計画と通常会計予算を提案しました。春秋の彼岸会、達磨忌のお斎（食事）は、昨年と同様に行います。よって、当番さんの参加をお願いします。

また、今年も境内掃除を5月19日と7月28日のいずれも日曜日の午前8時から約2時間にわたり、草刈りや掃き掃除などの作業を行っていたと予定です。5月は、清滝、本



城、柴地、大貝、佐田、石原、久畑。7月は、上山根、下山根、貝田、平田、中路、宮本、榎谷で、それぞれ評議員と協力者約1名を予定しています。万一の事故に備えて保険にも加入します。

大本山妙心寺団体参拝は、昨年に続いて6月11日（水）に実施します。今年と来年は、妙心寺第2世微妙大師650年遠諱団参加となります。

「松禪寺花園会規約」の一部改正を上程し、承認可決されました。今回の改正では、役員は評議員を兼ねることはできませんが、評議員会における議決に加わることはできません。また、評議員は現在も各隣保から選出されていますが、「原則」として各隣保より会員の中から選定すること、その定数を14名以内と決めました。また、「評議員会は評議員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって決する。」、評議員会に欠席の場合は、同じ隣保の会員に限り代理出席を認め、議決権も行使できるとしました。会員数の減少により、今後ともさまざま

な改正が必要になることと思いますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、この評議員総会で承認可決いただきました資料等につきましては、檀信徒向けに別途配布いたします「松禪寺花園会資料」をご参照ください。

令和7年度

松禪寺花園会役員（敬称略）

参与	高橋 乾峰（住職）
会長	柴田 巧（栗尾）
副会長	福田 春彦（平田）
総代・会計	渡辺 富夫（本城）
総代	中島 義高（佐田）
総代	浅田 英稔（久畑）
総代	榎本 新二（佐々木）
評議員	山下 信男（清滝）
評議員	森岡 保徳（本城）
評議員	柴田 秀幸（柴地）
評議員	西垣 源正（上山根）
評議員	武田 達夫（下山根）
評議員	藤田 正一（貝田）
評議員	横谷 憲治（大貝）
評議員	三浦 三郎（佐田）
評議員	堂本 昌彌（石原）
評議員	藤田 久美子（久畑）
評議員	栗田 政昭（平田）
評議員	久世 善樹（中路）
評議員（欠員）	（宮本）
評議員	榎本 明（榎谷）

とうひがんに 到彼岸

「暑と寒さも彼岸まで」

といわれているように、3月中旬にもなれば一段と春めいてきます。「うとうとと彼岸の法話ありがたや」という句がありますが、お彼岸の時ぐらいいは、温かい春の日差しの中で、仏教の教えに耳を傾けてみたいものです。ちょうど20日には妙心寺派布教師様の法話がありますので、ぜひ松禪寺までお越しください。お彼岸とは、お中日をはさんで前後三日間、あわせて一週間の行事です。今年は3月17日が入りの日、3月20日が中日で春分の日です。お彼岸の中日は、太陽が真東から昇って真西に沈む日、昼と夜の長さが同じ日で、この日を境に昼の時間が少しずつ長くなって、冬から春へと季節が移り変わる変わり目の日です。お彼岸の法要は、祖先を敬い、亡くなった人々を偲ぶ行事です。



『日本後紀』という書物によると、日本の歴史上で最初にお彼岸の法要が行われたのは、西暦806年（大同元年）3月、崇道天皇の霊を慰めるために、諸国の国分寺のお坊

さんに『金剛般若経』

を読誦させたのがはじめである」と記されています。したがってもう一千年以上の歴史がある行事なんですね。「彼岸」という言葉は、インドの古い言葉（梵語）で「パラミター」といい、それが中国語に音写されて「波羅蜜」となったものですが、これを訳すと「到彼岸（かなたの岸にいたること）」となって、めざす理想の境地にいたることを意味します。お彼岸を迎えるにあたって、まず心がけた

いのは次のことです。

- 一、お仏壇の掃除
 - 二、仏さまへの供養と、お供物に気を配る
 - 三、お墓参り、お寺参り
 - 四、仏のおしえ、心のおしえにふれる
- みんなで気持ちよくお彼岸を迎えましょう。

納入にご理解とご協力をお願いします

令和7年度会費（前期分）

賛助会費（年間分）

令和7年度の松禪寺花園会予算の承認可決に伴い、通常会費（前期分）、賛助会費（年間分）の納入をお願いいたします。2月末に各評議員さんより納入依頼がありますので、何卒よろしくご協力ください。遠方の会員さんには、郵送によってご依頼いたします。

令和6年度より通常会費は一律年間1万5千円になります。上期と下期で7千5百円ずつの徴収となります。

松禪寺の護持は、護持と発展を願う檀信徒皆さま方の護持会費で運営されております。これは、今は亡き皆さま方のご先祖様と共にひたすら仏道に精進する当寺院には欠かすことのできない血脈であることは言うまでもありません。何卒よろしくお願いいたします。



松禪寺で過ごす春彼岸

法話の会と彼岸法要を執り行います

開催日 令和 7 年

3 月 2 0 日（春分の日）

日 程

8:30 調理当番さん集合

11:00 彼岸法要

12:00 お齋

13:30 法話会（定期巡教）

15:00 散会

於：松禪寺本堂



定期巡教

世にたぐいなき深き^{のり}み法は よろず^よ代にもあいあうこと難し^{かた}
 わ^わ吾れ今さいわいに聴^{ちようもん}聞^えし得たり 願^{ねが}わくば長^{なが}く身^みに持^たたんことを

日時 **3 月 2 0 日（木）**

妙心寺派定期巡教推進テーマ

午後 1 時 3 0 分開教

「おかげさま

布教師 妙心寺派布教師

一日を新たに ていねいに」

和田 牧生 師

（広島県三次市 鳳源寺御住職）

ぶつどうむじょうせいがんじょう
～仏道無上誓願 成～

檀信徒問わず どなた様でもお参りください

皆さまのお越しを心よりお待ち申し上げます



大いなるものに抱かれ
 さまざまな命をいただいていることに
 感謝する一日です

臨済宗妙心寺派 石室山 **松禪寺**

〒668-0363 但東町栗尾 469

電話 0796 (55) 0034 FAX 0796 (55) 0066

E-mail kenpou@syozen.com